

## 関市墓地公園合葬式墓地 使用者募集要項

### 1 募集種別・永代使用料

種 別	永代使用料	
個別埋蔵施設	180,000 円 (1 体あたり)	焼骨を個別に埋蔵する施設 ※ 焼骨は骨箱に納める必要があります。 (1) 骨箱の大きさ：5寸骨壺用 (高さ 200mm×幅 178mm×奥行 178mm) 以内 (2) 埋蔵できる期間：使用許可日から 20 年を経過する日まで埋蔵できます。 (3) 20 年を経過するまでの間は焼骨を他の墓地等へ移すことができます。 (4) 20 年を経過後、環境課にて共同埋蔵施設に移します。
共同埋蔵施設	60,000 円 (1 体あたり)	多数の焼骨を分別が不可能な状態で埋蔵する施設 (1) 埋蔵できる容量：5寸骨壺 (高さ 175mm×直径 155mm) に納めることができる量 (2) 埋蔵できる期間：永年

※ 墓地管理料は、個別埋蔵施設、共同埋蔵施設ともにありません。

### 2 応募資格

次のどれかの要件を満たす方

- (1) 関市に住民登録のある方で、埋蔵する焼骨をお持ちの方
- (2) 関市に住民登録があった方の埋蔵する焼骨をお持ちの方
- (3) 関市墓地公園の区画墓地を返還し当該区画墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする方

### 3 使用者義務

- (1) 使用許可後 1 年以内に埋蔵する必要があります。
- (2) 使用許可後 1 年以内に埋蔵されない場合は、使用許可を取り消します。この場合は、永代使用料は還付しません。

### 4 申込方法

市役所環境課窓口へ次の書類を持参してください。(各地域事務所および西部支所では受付しません)

《提出書類》

- ① 墓地公園使用許可申請書 (合葬式墓地用)
- ② 被埋蔵者の火葬許可証のコピーまたは改葬元墓地の使用許可証のコピー
- ③ 使用者の住民票の写し (本籍地が記載されたもの)

※使用者が関市に住民登録のない方の場合は、被埋蔵者が関市に住民登録があったことがわかる書類の提出が必要です。

- ④ 使用者の本人確認書類 (運転免許証・健康保険証等のコピー)

※代理人が持参する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

### 5 永代使用料のお支払い

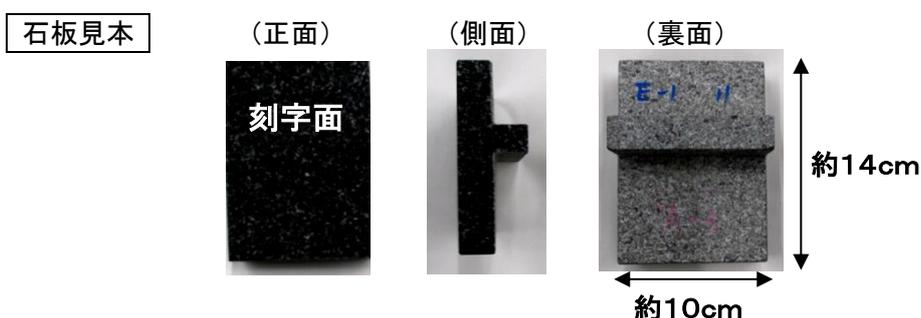
使用許可申請後、納入通知書により納付してください。

## 6 使用許可

書類の確認および永代使用料の納付確認後、市から墓地公園使用許可証を郵送します。

## 7 墓誌の掲示（個別埋蔵施設使用者のみ）

- (1) 個別埋蔵施設の利用者が希望するときは、被埋蔵者の氏名等を刻字した石板を掲示場に掲示することができます。
- (2) 石板は無料で交付しますが、被埋蔵者の氏名等の刻字およびそれに要する費用は、個別埋蔵施設の利用者の負担とします。
- (3) 石板は、個別埋蔵施設の使用許可日から20年間、合葬式墓地の掲示場に掲示できます。
- (4) 石板は、使用許可後に環境課窓口でお渡しします。
- (5) 刻字した石板は、埋蔵時に焼骨とともにお持ちください。掲示は環境課職員で行います。
- (6) 石板を掲示する位置は、申込の順番で掲示するため選べません。



## 8 埋蔵

### (1) 埋蔵の予約

埋蔵するときは予約が必要です。埋蔵できる日時はあらかじめ定められていますので、それ以外の日に埋蔵することはできません。

埋蔵できる日時：閉庁日を除く毎月第4水曜日 午後2時から午後3時まで

※第4水曜日が閉庁日の場合は、別途お知らせします。

### (2) 当日にお持ちいただくもの

次のものを持参し、予約された日時に合葬式墓地までお越しください。

- ① 墓地公園使用許可証
- ② 墓地公園埋蔵・改葬届 ※必要事項を記入してお持ちください。
- ③ 埋蔵する焼骨 「2 募集種別」に記載のある骨箱（既定の寸法）に骨壺を納めてください。骨箱には骨覆等の外装はしないでください。また、共同埋蔵施設の利用者は、骨箱は必要ありません。
- ④ 火葬許可証または改葬許可証の原本
- ⑤ 利用者本人の認印
- ⑥ 石板（個別埋蔵施設の利用者で希望者のみ）

### 【注意事項】

- ※ 埋蔵する方は、利用者本人に限ります。運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。
- ※ 合葬式墓地への埋蔵および墓誌の掲示は、市職員が行います。
- ※ 合葬式墓地の内部（個別埋蔵施設および共同埋蔵施設）へ立ち入ることはできません。
- ※ 当日持参することができなかった書類等がある場合は、焼骨は埋蔵できません。